

## 1. 機構関係

### (1) EBPMの推進

- 「経済財政運営と改革の基本方針2017」(平成29年6月閣議決定)等を踏まえ、証拠に基づく政策立案 (Evidence-based Policymaking) を推進するため、省内を統括する専門の役職として、政策立案過程総括審議官(仮称)を設置する。

### (2) 通商ルールのエンフォースメント強化のための体制整備

- 日米欧が連携して第三国の不公正な貿易慣行に共同で対処し、グローバルな競争条件平準化を確保するため、通商ルールのエンフォースメント強化に向けた、調査・執行体制を強化する。

### (3) 官民が連携した標準化体制の強化に向けた体制整備

- 国際標準の獲得を通じた市場優位性を確保するため、官民における戦略的・有機的な標準化の連携体制を強化する。

### (4) 中小企業金融の検査体制の整備

- 中小企業・小規模事業者向けの公的金融について、政策の企画立案と検査を分離し、検査体制を強化するため、新たに中小企業金融検査室を独立に設ける。

## 2. 定員関係

- 新規増：合計80名（うち時限定員9名）
- 定員合理化 ▲94名
- 他省庁振替 ▲1名
  - 増減NET ▲15名

### <主な新規増の内訳>

- ①統計改革・EBPM【5名（うち時限定員：2名）】  
（統計改革の推進、EBPM推進体制の整備 等）
- ②対外経済、安全保障【12名】  
（通商ルールのエンフォースメント強化、安全保障貿易管理体制の強化 等）
- ③競争力強化、IoT、基準認証政策【10名（うち時限定員：2名）】  
（データ利活用に向けた基盤整備、国際標準獲得 等）
- ④知的財産【17名（うち時限定員：4名）】  
（特許・商標審査体制の強化 等）
- ⑤エネルギー政策【23名（うち時限定員：1名）】  
（水素社会実現の推進、省エネルギー政策の推進、科学的特性マップ提示後の対話活動の推進 等）

※ その他、特許審査官98名の時限延長が認められている。